

入札監理小委員会
第659回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第659回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年5月25日（水）16：47～18：05

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○放射性廃棄物海外総合情報調査（経済産業省）

○放射性廃棄物に係る重要な基礎的技術に関する研究調査の支援等に関する業務
（経済産業省）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、
川澤専門委員

（経済産業省）

資源エネルギー庁電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課 北村課長補佐
資源エネルギー庁電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課 青柳係長

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第659回入札監理小委員会を開催します。

初めに、放射性廃棄物海外総合情報調査の実施状況について、資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課、北村課長補佐から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○北村課長補佐 かしこまりました。改めまして、資源エネルギー庁の北村でございます。

まず初めに、放射性廃棄物海外総合情報調査の実績について御報告いたします。まず事業の概要ですけれども、かなり久しぶりになりますので、簡単に御説明したいと思います。

資料A-2を御覧いただければと思います。事業の内容としましては、名前のおりといえはそうなのですが、諸外国の動向や経験を我が国で地層処分事業を進めるためにどのように使えるかというところは、非常に大事なものだと思っております。そのことから諸外国の情報を入手しまして、調査して、それらをももちろん日本語で公開するということもございますし、国同士の状況の比較ということができるよう整理を行うということもございます。さらにデータベース化するというところも本事業の中に入っております。

実際に事業のイメージとしましては、資料A-2の右側にありますように、それぞれの調査の段階にどの国がどう位置づけられているかというところを表に示したりとかということをしてございますし、その下のところで、カナダやフランス、スウェーデンについて、関心表明からその調査、処分地選定まで、どれほどの件数があって、どう絞り込まれてきているのかという情報もお示ししていると、このような海外情報を集めて整理して公開するという業務をやっております。

それでは、資料1に基づきましてこの先は御説明したいと思います。

1. 委託事業内容は、今御紹介したとおりです。
2. 業務委託期間ですけれども、平成30年4月2日から令和5年3月31日まで。
3. 受託事業者は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターになっております。

実施事業の評価を審議いただく期間は、平成30年4月2日から令和4年3月31日までということになります。

5. の受託事業者決定の経緯のところを御説明いたします。こちらは、民間競争入札実施要項に基づいて、入札希望者が3者おりました。そこから提出された提案書に基づいて、こちらは総合評価方式ですので、審査をした結果、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターが評価基準を満たしていたというところがございます。入札価格について

は、1者は予定価格を超過していて、残りの2者が制限の範囲内であったということでございます。

それで、次のページに行きまして、確保されるべき質の達成状況及び評価というところを御説明したいと思います。

まず1. 対象項目等です。左側に書かれております確保されるべき質として、3項目ございます。1つ目が、事業者は、本事業において策定した実施計画、作業スケジュールに沿って業務を確実に行うことということで、達成状況に記載されているとおり、確実に行うことができているという状況になっております。

それから、表の2番目の項目のところです。「情報の整理・発信・普及」業務のうち「インターネットでの情報発信」については、速報として情報提供を行うため、即時性が担保されること、また、インターネットで配信する速報については、一般の方にも理解できるよう、翻訳した文書や図面のチェックを行い、弊庁の担当者に公開許可を受けた後、ホームページにアップロードすることということになっておりまして、こちらもその要求どおり実施できているというところでございます。年間約30件ぐらいの情報発信を行っておりますし、それから過去に記事で扱った出来事も追跡して、内容の追加を年間20件から40件程度行っているというのが実績でございます。それらにつきまして、速報の作成・発信での留意点というものを整理しておりまして、それらを遵守することにより情報提供に確保されるべき質を維持しているというところでございます。

それから、次のページに行きますけれども、その同じ表の一番下のところで、なお書きみたいな感じですが、インターネットで発信した速報については、弊庁のみならず、地層処分関係者、特に高レベル放射性廃棄物処分の実施主体である原子力発電環境整備機構から詳細情報の問合せを受けたりしておりまして、海外情報を通じて地層処分への関心を引きつける、また読みごたえのある質の高い情報を提供できているといったところでございます。

それから、次の項目ですが、「情報の整理・発信・普及」業務のうち「技術情報資料の整備」については、これまでのフォーマットを継承しつつ内容を最新のものに更新する形で作成することということでございまして、こちらも要求どおり達成できているという状況でございます。具体的には、「諸外国での高レベル放射性廃棄物の処分について」などの冊子については、これまでのフォーマットとかデザインを踏襲しつつ、新しい情報を追加するという形で改訂を進めてきているというところでございます。

この冊子につきましては、その次の段落に書いておりますけれども、平成31年3月28日の衆議院原子力問題特別調査委員会において、委員の方から「分かりやすくまとめられている」というコメントをいただいた上で、質疑にて、諸外国の動向を参照しつつ、我が国における地層処分の取組についての議論が行われたということが実績としてございましたので、ここで御紹介させていただきます。

4ページの次のところ、2ポツの民間事業者の創意工夫による改善事項です。こちらは、2行目からですが、業務の実施体制において国ごとに専任担当者を配置して運用し、情報内容の品質の確保を図りたいとの提案がありましたので、この提案の実施体制構築を認めました。結果として、各国の膨大な情報を詳細に把握できる体制を維持することができまして、マネージャー以上のクラスの人員が全体の情報管理・外部発注の精査等を行えるようになったことから、情報内容の正確性や信頼性が向上した。さらに、この体制の維持により、各国の機関から情報収集する際のやり取りが円滑になるとともに、関係機関からの問合せ対応も効率的に実施できるようになったというところでございます。

さらに、民間事業者からの提案により、スウェーデンへの出張を、コロナ前ですが、令和元年度に実施しております。スウェーデンの実施主体である核燃料・廃棄物管理会社、我々はSKBと呼んでおりますけれども、そちらの職員、自治体の職員などや企業関係者から聞き取りの調査を行っております。そのような調査によって得られた情報を、私ども弊庁と原子力発電環境整備機構が共同で開催している対話型全国説明会などにおいて御紹介するというを実施してきております。

Ⅲの実施経費の状況及び評価のところに参加します。1.に従来の実施経費と本業務経費の記載がございます。途中で消費税率の変更とかがございましたので、こちらでは全て消費税抜きの金額を記載してございます。従来の実施経費が平成26年度に1億4,353万5,000円になっていたのに対して、本業務の実施経費、平成30年度分からは大体1億4,800万円ほどという形になっているということがお読みいただけるかと思えます。

次のページへ行きまして、経費節減効果になります。今申し上げたように、実は平成26年度の市場化テスト実施前に比べると、若干費用は増額になっているように見えます。ただし、実施内容というか、内容の大枠はそんなに変わらないのですけれども、実は情報を集めている情報の量が変わってきているというところでございます。

表1の下のところの文章を読ませていただきますけれども、まず①として、海外情報収集において、東欧を含む小規模な原子力利用国について情報収集するところを追加

しております。それから②の情報発信・普及につきましては、平成26年度までは、冊子Aと呼んでおりますが、ここに記載しておりますけれども、「諸外国における高レベル放射性廃棄物の処分について」という冊子のみを発行していたのですが、平成30年度以降は、この冊子Aに加えて「諸外国における放射性廃棄物関連の施設・サイトについて」という、ここでは冊子Bと呼ばさせていただきますが、こちらの冊子も追加で発行しております、この冊子Bの作成に係る人件費や印刷費が増大しているということでございます。したがって、経費を比較するには、この平成30年度以降の経費の中から平成26年度の実施内容の中になかったものを差し引く必要があると考えております。

実際に平成30年度以降新たに追加した業務に対する経費というものを抜き出したものが、次のページの表2になります。この表2に示した経費を差し引いて、もう一度平成26年度のものと比較した結果が表3になっているということでございます。そうしますと、表3の一番下のところ、「平成26年度との差額」という欄を御覧いただきますと、平成30年度から令和3年度まで、年度によって多少経費が変動しておりますけれども、大体170万円から180万円ぐらいの経費削減ができていているという形になるかと考えております。

これを加味して総合的に差額の推移というのをもう一回まとめ直しますと、表4のような形になりまして、経費の削減が図られているという形になるということがお分かりいただけるかと思えます。平成26年度と比較して多少人件費が増額になっているところが表4からも読み取れる部分はございます。これにつきましては、海外の情報を収集するに当たって、情報の質や量が同じではないと、先ほど申し上げたように、対象となる国が増えたということが一つ。それから、地層処分場のサイト選定において、ここではカナダ、ドイツ、英国を挙げておりますけれども、注目すべき動向が進んでおり、入手するべき情報がかなり桁違いに増えたということで、人件費が増えたということが一つの事情として挙げられるということでございます。

ただ、そのような事情を加味した上で考えますと、平成26年度よりも情報収集・調査関係の外注業務というのは合理化することができたと言えるのかなど。要するに情報が増えたものに対して、総額は低減できているという形を考えているということでございます。

最後、4番目の評価のところですが、今、申し上げたとおり、総額としては、比較できる部分で平成26年度よりも経費が削減されたように考えております。

その次のページ、総合評価と今後の事業についてですが、実施状況は①から⑤の

とおりで、特に問題になるような点はございませんでした。経費削減の観点で効果を上げることができたと考えております。

また、応募者数が3者になりまして、導入前年度や平成27年度から平成30年度の前期のものよりも1者増えておりますので、競争性はより確保されたものと考えております。

以上をもちまして、市場化テスト2期目は、経費削減効果が認められたとともに、競争性の確保も確認されたと考えております。したがって、市場化テストを終了する基準を満たしており、市場化テストを終了することとさせていただければと思っております。

なお、もちろんですが、市場化テスト終了後も、これまで御審議いただいた部分がございますので、公共サービスの質とか実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図る努力はしてまいりたいと思います。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省から御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、経済産業省資源エネルギー庁の放射性廃棄物海外総合情報調査の事業評価（案）につきまして御説明させていただきます。

資料A-1、事業評価（案）を御覧ください。

事業の概要につきましては、先ほど実施機関より御説明がございましたので、割愛いたします。

事業評価につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。以下、その理由を御説明いたします。

サービスの質につきましては、全ての項目につきまして、適切に履行されていると評価いたします。

また、受託事業者は、情報内容の正確性や信頼性を向上させる取組、業務効率化を図るなど、改善提案がなされ、実施されています。

実施経費につきましては、従来経費とそのまま比較しますと、約450万円増加しています。しかしながら、実施経費には、従来経費に加えて、海外情報収集において東欧を含む小規模な原子力利用国について国際処分の観点で情報収集整理する外注費、「諸外国における放射性廃棄物関連の施設・サイトについて（冊子B）」の人件費及び印刷費が追加されたことにより、その経費約600万円が含まれています。すなわち、実施経費に先ほど

申しあげました追加された経費を差し引きますと、約180万円の経費が削減されています。

本事業は、競争性に課題がありましたが、契約期間を5年間に延長するとともに、事業者への周知方法の改善、公告期間の延長、情報開示の拡充などを実施し、複数応札となり、改善が図られました。

評価のまとめになりますが、サービスの質は確保されており、適切に履行されていると評価することができると思います。

民間事業者の改善提案について、情報内容の正確性や信頼性を向上させる取組や、業務効率化を図るなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。

経費につきましては、従来経費から追加業務分を控除して比較しますと、1.2%の削減が認められ、一定の削減効果があったものと評価できると思います。

以上から、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、経済産業省資源エネルギー庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明、どうもありがとうございました。資料A-3でございます、契約状況の推移の表でございます。こちらの一番右を拝見しますと、今回の受託者以外の応札者が2者いらっしゃったようで、念のためお尋ねしますが、この2者がいらっしゃいますが、上の行の右、1行目と2行目、2つの会社があると思うのですけれども、この予定価格を超過してしまったのは、1行目の会社、2行目の会社、どちらなのでしょう。

○北村課長補佐 予定価格を超えましたのは、2行目の会社になります。

○辻副主査 なるほど。分かりました。先ほどネットで検索した限りの情報ではごさいますけれども、2行目の会社というのは、どうやら原子力関係に結構お強い会社で、専門家もいっぱいいらっしゃるような印象を受けました。それから、この1行目の会社は、恐らく予定価格内だったと思いますけれども、こちらの会社は、ネットで見た限りではあまり原子力関係をやっていらっしゃる会社ではないようにも見受けられました。

それで、懸念点なのですけれども、この後、競争性が確保されるのか、どの程度担保されているのか、関心を持ったのですけれども、本件について、この2行目の原子力関係の会社以外に、将来入札してきそうな会社というのは何者ぐらい見込まれるのでしょうか。

○北村課長補佐 御質問、ありがとうございます。これまでこの海外情報調査の本期の入札説明会に御参加いただいた業者としては、実際に入札していた3者のほかに1者ございました。ほかに、過去の応札者ももう1者ございました。

これまでも、私どもとしましては、原子力関係の業者に絞ってお願いをするというつもりはございませんで、学会のメーリングリストなどを活用して広く入札公告を周知してきたというつもりでございます。これからも特段、業者を絞るということは考えておりません。結果として、原子力関係の業者が入ってこられたというところはありませんけれども、これからも広く応札者に関しては募集したいと考えております。

○辻副主査 分かりました。

あと1点、資料1の4ページ目の2番目です。民間事業者の創意工夫による改善事項の部分でございます。こちらの2つ目のパラグラフでしょうか、「さらに」で始まる部分でございます。さらに、民間事業者の提案によって、スウェーデンへの出張を実施なさって、さらに核燃料・廃棄物管理会社とか自治体職員からの聞き取り調査を行ったと書かれてございます。実際にこの出張を実施なさって、聞き取り調査を行ったのは誰なのでしょう。

○北村課長補佐 これは、その受託者である原子力環境整備促進・資金管理センターの職員の方が聞き取りに行かれたという形でございます。

○辻副主査 なるほど。分かりました。ここに書かれている内容というのは、恐らく通常の会社では実施するのが困難なレベルの高度なことをなさっているのかなという印象を受けたのですけれども、今後、実施要項で、海外に出張なさって、かつ海外の専門家とお話し合いをする、相手を探してきて会う約束をして面談するというところまで実施要項で求める可能性はあるのでしょうか。

○北村課長補佐 必要であればというか、非常に有益になれば、ぜひお願いしたいというところはございますけれども、そのようなことを実施要項に記載することで参入障壁になるような形を取るのはあまりよろしくないと考えております。私どもでも、ある程度、弊社直接ではないにしても、関係研究機関にそれぞれの、例えばスウェーデンであればこのSKB社の方にコンタクトを取るということは間接的には可能だと考えておりますので、今回、原環センターは直接連絡を取った可能性は高いですけれども、今後それが障壁になるような形にはならないように配慮はしたいと思っております。

○辻副主査 ありがとうございます。

もう1点。同じ4ページ目の2の1つ目の「民間事業者が実施する」で始まるパラグラフです。その3行目に「専任担当者を配置して運用し」とございます。ここで言っている「専任」という言葉の趣旨というのは、まさにAさんはA国、BさんはB国として一対一対応しているのか、それともAさんは α 、 β 、 γ 国それぞれを担当するとか、そういう意味合いでしょうか。どのような意味合いでしょうか。

○北村課長補佐 御質問のところは両方の意味合いがあると考えております。調査をしている国の数が結構多いものですから、主要な国に関しては一人一国担当という形にはなるのですけれども、特に平成30年度から追加した小規模な原子力利用国と申し上げた部分につきましては、まだそれほど情報がたくさん出てくるわけではないということもございまして、その部分については、主要国を担当している方が別の国も担当するという形を取ってきております。

○辻副主査 分かりました。

今のことを受けて、もう1点。同じ資料の7ページ目でございます。7ページの真ん中からやや下辺りなのですけれども、「情報収集対象が桁違いに増えた」という記載がございます。「桁違い」という記載がございまして、恐らく今後、新規参入業者の方々はこの評価書も見ると思うのですけれども、この「桁違い」という部分をもう少し具体化して、何かデータを記載する等ということは可能でしょうか。

○北村課長補佐 御質問、ありがとうございます。定量的な数値はなるべくお示したほうが良いとは思っておりまして、実際にここで収集して公開した情報というのは、受託者のホームページに掲載はされておりますので、今回は、申し訳ございませんが、数を正確に確認できておりませんが、数は確認できると思いますし、今後実施要項を記載する上で、このような「桁違い」という定性的な表現ではなく、何件程度というようななる

べく定量的な表現をするようにして、新しい業者が入ろうとされるときに参考になるような情報にはしたいと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。実際に具体的な数字を書き込むだけではなくて、こちらのウェブサイトを参照してください等、そういうことでも良いかもしれませんので、工夫をしていただければと思いました。ありがとうございました。

○北村課長補佐 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明、ありがとうございました。資料1の2ページ目の対象項目等の確保されるべき質の2つ目の右側の達成状況の部分で、情報発信は、事業者が構築・運用しているサーバで実施と記載されております。これは実施要項に関わる部分かと思うのですが、事業者が交代した場合は、過去情報も含めて次の事業者を提供されるということでもよろしかったでしょうか。つまり、資源エネルギー庁のホームページで公開したほうがより幅広い者が閲覧できるのかと思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○北村課長補佐 ありがとうございます。御指摘の点は、過去の小委員会でも御指摘いただいた内容かと存じております。私ども弊庁でホームページを公開するほうが望ましいと思うのですが、セキュリティの関係などもございまして、なかなかそのような形が実現できていないというのが現状でございます。

御指摘いただきましたホームページの公開につきましては、例えば今後、他の事業者が受託されたというときには、過去の情報をきちんと引き継いで、過去の情報を含めて公開できるようにという体制を取ることを私どもは考えております。そのほうが、私ども国にとっても、情報が一元的に閲覧できるということは重要だと思っておりますので、その情報が分断することはないように配慮したいと考えております。

○川澤専門委員 分かりました。

セキュリティというのは何か、どういうセキュリティの問題があるのでしょうか。

○北村課長補佐 ちょっと今、詳しくお答えできるほどの情報を持ち合わせていなくて、大変申し訳ないのですが、情報のチェックのところとか、私ども、セキュリティという言葉が正確ではないかもしれませんが、情報を管理し切れるほどの体制というのがなかなか弊庁の中で整えにくいというところはございます。

○川澤専門委員 分かりました。

あと、4ページ目の部分の民間事業者の創意工夫で、ここではなくてもデータベースの整備というのがあるかと思うのですが、このデータベースの整備というのは、ほかの部分でどういう達成状況かというところが示されていないように思いましたので、その辺りはいかがでしょうか。

○北村課長補佐 ありがとうございます。正直に申し上げて、データベースがどこまでどううまく活用できているかというところに若干課題は残っているかなというところではございますが、必要な情報、過去の海外の情報を検索等、調べるときに活用しているというところではございます。

○川澤専門委員 では、これはまた委託先のホームページで実装されるということでしょうか。

○北村課長補佐 そうですね。データベースそのものとしては、外からアクセスできるのは多分検索機能とか、そのぐらいになっていると思いますけれども、今後もそのような検索機能は維持してまいりますし、これも仮にほかの業者が受託された場合にも引き継げるような形にはしたいと考えております。

○川澤専門委員 分かりました。もし何らか、その達成状況のところで付言できることがあれば、そこも書いておいたほうが良いのではないかと思います。

あと、7ページの真ん中ぐらいの部分で、評価の上の部分ですね。諸外国の専任担当者を配置して運用したことが品質の確保につながったというのと、一方で、こういった専任担当者を配置したことで外注業務を大幅に合理化することができたとなっているかと思えます。専任担当者を配置するとなぜ外注業務が合理化するのかというところが、よく分からなかったのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○北村課長補佐 ありがとうございます。外注業務というのは、基本的に情報の整理を行うという部分でございます。そうしますと、その専任担当者がきちんと内容を網羅的に、先ほども御指摘いただいたように、主要国は1人ずつ専任の担当者を置いておりますので、その担当の国に対する情報がある程度その担当者で網羅的に把握できていれば、その整理に対する外注というのは減らすことができると考えておりまして、それが実績として表れたのかなと認識しております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明、ありがとうございます。資料1の1ページの最後、受託事業者決

定の経緯の文章なのですけれども、「入札価格については」と来て、「予定価格の制限範囲内であり、技術審査における総合評価点が最高得点となった上記の者を受託事業者と決定した」、ここまでは良いのですけれども、その後のなお書きの表現はここに必要なものなのか、どうなのかというのが、私からの質問です。

と申しますのも、総合評価落札方式ですので、それで最高得点になったということで、受託事業者が決定する。これもルールですので、そうになりました。その前のところも、そのとおりの必要な情報だと思うのですけれども、この後ろの情報だと、必ずしも開示すべき情報ではない部分が含まれている可能性があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○北村課長補佐 御指摘、ありがとうございます。今、先生の御指摘をいただいて、改めて読み直して、先生御指摘のとおり、不要な表現かとは思いましたので、もし事務局がお許しくださるのであれば、この部分は削除したいと考えております。

○中川主査 私からも1点、御質問したいと思います。資料1の4ページ、民間事業者の創意工夫による改善事項の部分なのですけれども、先ほどスウェーデンの出張及び聞き取り調査を受託者の方々が実施されたとお伺いしました。そして、こちらの業務に関しては決して必須の業務ではないということなのですけれども、この出張や聞き取り調査にかかった費用というのはどういった負担になっているのでしょうか。

○北村課長補佐 御質問、ありがとうございます。今、詳細な情報をお見せできるような準備がこちらにできていなくて申し訳ないのですが、出張の費用に関しては、もちろんこの委託の費用の中に含まれているというところがございます。どこまでこの出張の費用とかの負担をあらかじめ認めるかとか、このような聞き取り調査の海外出張を設定するかというところに関して、今後まだ決まったところはないのですけれども、途中で突然こういう話が出てくるということがないような形で、今後、仕様書のほうは作っていきたいと考えております。

○中川主査 分かりました。ありがとうございます。

その点と、そのページ以降の経費削減効果の計算に関しては、特に大きな影響はここにはないという理解でよろしいですか。

○北村課長補佐 そうですね。今は先ほどから申し上げているとおり、その出張にかかった経費を確認できていなくて大変申し訳ないのですけれども、全体の削減額の中と比べて、それほど大きな割合を占めるものではないとは考えております。

○中川主査 分かりました。ありがとうございます。一応細かく経費削減のほうを計算していただいているようですので、その部分も公平な比較になるように、後ほど御確認いただければと思います。ありがとうございます。

○北村課長補佐 かしこまりました。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ありがとうございました。先ほど御指摘いただいた実施状況報告の修正と、御質問のございました確認すべき事項につきまして、実施機関に確認し、後日、委員の先生方に御報告したいと思います。

よろしいでしょうか。

○中川主査 結構です。ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

続きまして、放射性廃棄物に係る重要な基礎的技術に関する研究調査の支援等に関する業務の実施状況について、引き続き北村課長補佐から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○北村課長補佐 ありがとうございます。引き続き北村から御説明いたします。

まず、この事業の業務の概要につきましては、資料B-2を御覧いただければと思います。こちらは、研究調査の支援等に関する業務ということになっておりまして、主な業務が2つございます。

一つは、右側の事業イメージのところに記載しておりますけれども、四角で囲っております萌芽的・先進的な研究というものがございます。こちらは、処分事業にすぐに役に立つかどうかはまだちょっと未知数ですけれども、今後役に立つ可能性を秘めているという研究を支援すると、大学の先生であったり、研究機関の若手の方を念頭に置いて、そのような萌芽的な研究を支援するというものが1点ございます。

もう一つの柱が人材育成という観点で、人材育成セミナーというものを開催しております。こちらは、研究そのものを支援するというよりは、処分事業への理解を深めていただいて、その発信者側になっていただくことを念頭に置いているというところでございます。こちらにつきましては、地層処分というのは非常に多岐にわたる学問分野が関係してきますので、それぞれの研究者はどうしても自分の専門のところしか見ていないということが起こりがちなんですけれども、そうではなく、地層処分全体を広く見られるような人材を育成していくということを念頭に置いて、そのような事業を実施しているということでございます。

それでは、資料2に基づきまして、実施状況を御説明したいと思います。

委託事業の内容につきましては、今御紹介したとおりでございます。

業務委託期間については、本事業は実は5か年計画なのですが、事業の①と②という形に分かれております。①が平成30年6月8日から平成31年3月31日まで、こちらが単年度です。事業②が平成31年4月17日から令和5年3月31日までのほぼ4か年という形になります。

受託事業者につきましては、①、②とも公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターです。

4ポツの実施状況評価期間は、事業の①は全ての期間、事業の②につきましては令和4年3月31日までという形をお願いできればと思っております。

受託事業者決定の経緯ですけれども、事業の①、②の両方がありますので、それぞれの御説明をしますけれども、事業の①につきましては、入札説明会を2回開催しております、4者が参加しました。このときは、実際に入札の応札された業者が1者しかなかったというところがございますが、技術審査も踏まえて総合評価点は問題ないということで、受託事業者として決定しております。

事業の②につきましては、事業の①で1者応札であったという反省も踏まえまして、少し、なるべく広く応札に関する声かけをさせていただきまして、2者が参加して下さったというところがございます。

こちらも総合評価方式で実施しております、開札の結果、受託事業者が3ポツに記載しております、原環センターと私どもは略して呼ぶことが多いんですが、こちらの業者が受託されているという形になっております。

2番目は、確保されるべき質の達成状況及び評価ということになっております。事業の①につきましては、1つ目、本事業において策定した実施計画に沿って事業を確実に行うこと、それから、研究実施者からの中間報告は、受託事業者から弊省への事業報告書ドラフト提出前に実施することということで、こちらは目標どおり達成していただいているというところがございます。

実施項目を①から④までに分けた上で、達成状況を確認したということで、全て適切に実施することができたという結論になってございます。

それから、次の項目です。研究テーマを広く公募するとともに、放射性廃棄物の地層処分に見識がある有識者による選考結果を参考に、研究テーマを決定することということで、有識者の先生方に、表の右側のちょっと途中に書いてあるような4つの分野（地質環境、工学技術、性能評価、その他代替処分オプション）を対象に、7件程度を目安に公募しました。そのような形で募集したものに対して、研究選定委員会というものを設置しまして、有識者の先生方に御審議いただいた上で、研究テーマを採択しているというところがございます。

4ページから5ページにかけて7件の研究テーマを載せてございますが、これが参考になればというところがございます。

それから、次の項目で、有識者委員会等を用いて各研究テーマの進捗状況や内容を精査し、品質の確保された成果を研究実施者に提出させ、受託事業者も内容を確認し事業報告書を作成することということでございます。事業①では、評価委員会を年度末に1回開催し

て、その年の成果を有識者の先生方に御審議いただいた上で報告書を取りまとめていくというところで、目標、当初に設定した確保されるべき業務の質というのは達成されていると認識しております。

それから、続きまして6ページになりますけれども、事業②です。こちら、事業①の続きと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、似たような形で、萌芽的な研究に関しては、研究実施者から年度末の報告を事前に上げるようにという要求項目を設定しておりまして、こちら、全て達成することができたというところでございます。

さらに、その次の項目になります。7ページに、有識者委員会等を用いて各研究テーマの進捗状況や内容を精査し、有識者委員会での助言を反映させた成果を報告することということで、こちらにつきましても、事業②に関しては、評価委員会を各年度2度ずつ開催して、中間報告と最終報告と、それぞれの年度で開催するという形で内容の評価をしていただきまして、その評価が反映された形のを最終報告書として上げてもらっているということで、業務の質は達成しているというところでございます。

それから7ページの下のところになりますけれども、次の項目です。ジェネラリスト育成に向けた人材育成プログラムの検討に当たっては、有識者検討会等を用いて有効性について精査し、有識者からの助言を反映した成果物を提示することということで、この人材育成プログラムに関しては、先ほどはちょっと人材育成セミナーの話しか申し上げませんでしたけれども、人材育成セミナーを開催するとともに、地層処分に関する教材の作成というも行っているというところでございます。

こちら、多岐にわたる地層処分関係の分野に、それぞれの研究開発機関の代表から成る委員会である地層処分スキルアップ研究会というものを設置しまして、どのような人材育成セミナーを開催するかというところを、単年度ではなく、4年間の包括的な検討を行ったという形になっております。実際、3年目まで、令和3年度までのセミナーは開催されているというところでございます。こちら、業務の質というのは達成できていると考えております。

その次、2. の民間事業者の創意工夫による改善事項のところを御紹介いたします。まず、事業①については、萌芽的・先進的な研究開発の選定テーマについて、当初はちょっと民間事業者が公募・選定した後、もう一回その研究実施者を公募し直すという形を考えていたのですが、明らかに二度手間ですので、もう最初から研究開発テーマと研究実施者を同時に公募するという形で効率化を図ることができたというところが1点です。

それから、事業②としましては、その萌芽的・先進的なテーマについて、継続、中止の審議のところで、一旦終了するとして、令和3年度から別のテーマを募集するというのも実施しまして、成果の最大化というところを図ってきたというところがございます。

それから、人材育成プログラムにつきましても、平成31年度は60名程度にお集まりいただいて講義形式を中心としたセミナーをやり、その一方でアクティブラーニング方式のセミナーということもまた別の年度に実施して、これは令和2年度、3年度に実施したのですが、学習効果の高さとか、満足度とかというところを検証するというのを事業者側から提案いただきまして、その提案を私どもが認めて実際に実施したという形ではございます。

このときに参加した受講者に対してアンケートを実施しておりまして、アクティブラーニング方式のセミナーのほうが高い満足度を示されるということで、この方式も有用であるということが分かったというところがございます。

ただ、ちょっとこの資料には書いてございませんが、最初にも申し上げたとおり、地層処分研究開発は結構テーマが多岐にわたりますので、アクティブラーニング形式だけで全てが網羅できるというわけではないというところが難しく、その辺りはちょっと今後さらにプログラムを改良していくという必要はあるのかなと考えております。

9ページの下のところ、Ⅲ. 実施経費の状況及び評価になります。こちらも税抜き額で全て比較しております。こちらは、金額がかなりまちまちになっておりまして、従来経費から本事業の事業①の経費を御覧いただくと大幅に削減されているという形にはなるのですが、ちょっと飛びますけれども、その後の経費削減効果のところの11ページの表1を御覧いただきますと、年度によって実施している事業がいろいろ変わっております。表1はその星取表を示しておりまして、比較できるところとできないところがあると考えております。

この中で一番比較できるのが、事業1から4のうち事業2（重要基礎技術研究調査（大学への研究委託））になります。ここの部分が唯一年度ごとの経費を比較できるところかなと考えておりまして、事業2の経費だけを抜き出したのが、12ページの下にあります表3になっております。こちらを見ていただきますと、委託の件数も若干ありますけれども、1件当たりの人件費というものが表3の一番下のところに書いてあります。従前事業1件当たり約70万円ぐらいだったものが、事業①では62万円、事業②では65万円ぐらいという形になっておりまして、少なくとも市場化テストの対象になる前と比べますと、経

費は削減できていることがお分かりいただけるかと考えております。

13ページの3. 評価のところに参加します。先ほども申し上げたとおり、人件費の観点で実施経費を削減することができたということがございます。

それから、大学委託研究の調整業務につきましては、平成21年度から本格的に今の事業者が関わっていますので、10年近い経験を有することで、効率的に業務ができるようになったと。その効率化をその場限りで終わりにしないように、事務処理マニュアルの整備も進めることができたという、この辺が効率化の成果と考えております。

その次、IV. 総合評価と今後の事業につきましては、実施状況を①から⑤のとおりまとめております。③のところ、入札に当たって競争性は確保されましたし、④で質に係る目標は達成して、⑤として経費削減の点で効果を上げたと考えております。

したがって、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定めている終了基準を満たしていると私どもは考えておりました、次期事業からは市場化テストは終了することといたしたいと考えております。

なお、こちらにつきましても、市場化テスト終了後、これまでに御審議いただいてチェックしていただいた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図る努力はしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省から御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 評価案につきまして、資料B-1に基づき御説明いたします。

まずI. 事業の概要等ですが、こちらは実施府省より説明がございましたので、詳細は割愛させていただきます。

次に、2ページ目のII. 評価につきましては、市場化テストを終了することが適切と考えます。

その根拠ですが、2.(2)の対象公共サービスの実施内容に関する評価において、確保されるべき水準につきましては、市場化テスト2期目、3期目いずれも達成してありまして、質については評価できるものと考えております。

また、4ページ目、民間事業者からの改善提案につきましても、3点挙げられておりま

して、こちらも公共サービスの質の維持向上に資しているものと評価しております。

次に、5ページ、実施経費ですが、こちらに関しては、市場化テスト導入前と単純比較による経費削減の検証は困難であるものの、比較可能な部分において、市場化テスト2期目では11.57%、3期目では6.7%の削減が認められるなど、経費削減効果につきましても評価できるものと考えております。

6ページ目、選定の際の課題に対する改善です。競争性に課題が認められたところ、入札公告期間の延長、仕様書の簡素化・明確化、専門性の高い項目の削除（変更）等を実施し、結果2者応札するに至り、改善が認められました。

(5) 評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましても、全て目標を達成していると評価できます。また、民間事業者からの改善提案により、業務の効率化や有用なセミナーの検証、教材作成等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

(6)、今後の方針ですが、確保されるべき達成目標として設定された質、経費削減及び競争性の確保、いずれも達成していると評価できることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく終了プロセスへ移行した上で、引き続き事業を実施することとしたいと考えております。

以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明、ありがとうございます。資料2の7ページから8ページ目の部分の「ジェネラリスト育成に向けた人材育成プログラムの検討」の2つの黒丸の下の文章なんですけれども、ちょっと分かりにくいかなと思いましたが、適宜見直しをしていただいて、「教材の作成及び人材育成セミナーの開催にあたっては、有識者からの意見を反映するために」、「主要な研究開発分野等に関する研究開発を行う国の基盤研究機関の代表からなる委員会である「地層処分スキルアップ研究会」を設置した」というのは、多分ちょっと文章が長いからかもしれないんですけれども、もしもう少し分かりやすいものができるようであればお願いしたいなと思ひまして、これはコメントです。

次が、9ページが一番上のパラグラフの部分で、結果として、研究実施者の諸事情によ

り、継続するテーマはゼロ件で、合計7件を採択してというところがあるかと思います。これは、成果が見込めないものは継続しないというのも一つ重要な取組だと思っておりますが、一方で、どういう要因で継続しなかったのか、例えば今後の公募の際の留意点として何か重要な課題や改善点が見つかったとか、今後の事業設計において何かその留意すべき点というのがあったのでしょうか。

○北村課長補佐 ありがとうございます。1点目は、コメントをくださりましてありがとうございました。ちょっと文書のほうは見直したいと思っております。

それで、今御質問いただいたその継続に関しては、今手元に全ての事情を御説明するだけの材料を持ち合わせていないので、詳細は後ほど事務局を通してお答えしたいんですが、可能性としては、一つは、実施していただいていた研究者御自身の異動により継続できなくなっているという可能性もございますし、あともう一つは、2年間やってもらったけれども、あまりにも成果が見込めそうにないというものに関して中止という形になったとは考えております。

このような継続できないときの事情というのは様々あると思っておりますけれども、その継続の主な判断というのがあまり恣意的にならないように、なるべく客観的になるような形で今後も運営は進めていきたいと考えております。

○川澤専門委員 次の事業の際に、仕組みとして、事業の設計として、何かリスクなどがあるのであれば、そこはぜひ改善していただきたいと思いましたが、何か明確な、今お伺いしていると、いろいろ個別の事情がありそうですので、難しいのかなと思ったんですが、何かこうクリアカットで書けるものがあれば、こういう点は次回は改善していきたいみたいにも書いてもいいのかなと思ったので、そこは分かりました。

続いて人材育成プログラムなんですけれども、そもそもこの分野は非常にテーマが多岐にわたっているということなんです、ジェネラリストとしてどういう人材をターゲットにして、今後の事業ではどのようにこのプログラムを活用していくとお考えなのでしょうか。

○北村課長補佐 御質問、ありがとうございます。地層処分に関する研究とか技術開発という観点では、この業界に入ってくる人たちというのが、どうしても一つの特定の専門分野を割に深く極めた人材というのがかなり多いと認識しております。その一方で、多岐にわたるその分野を網羅的にというか、全体を俯瞰して見て、どういう研究技術開発を進め

ていくのが適切かというところを判断してそれをマネジメントできる人材というのも必要になると考えております。ですので、人材育成プログラムで考えておりますのは、一つの専門分野をそれなりに極められた方に地層処分全体を見ていただけるような形の人材に育てていただきたいというところから、そのプログラムづくりというのを考えているというところでございます。

以上でございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。これは、一つプログラムができたというのはこの事業の成果だと思しますので、これを今後、市場化テストを離れた後でも、きちんと有効に活用していくために、今お話をお伺いして、それほどこのプログラムの対象となり得る者というのは多くはないのかなとは思しますので、さらにこのプログラムをよりよいものにして、少しの者でも便益が得られるように、引き続き改善していただきたいなと思いました。ありがとうございました。

○北村課長補佐 ありがとうございます。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明、どうもありがとうございました。資料B-3の一番右の列でございます。本件も、今後の競争性の確保についてちょっと心配な点がございしますので、教えていただきたいんですけども、今回の応札者が、この会社は恐らくゼネコン系だと思ひまして、恐らく原子力系の専門的な事業者ではないかと思われま。今後、同じように実施要項を作って、公募をかけて、一体何者ぐらいた手が挙がりそうだと見込まれているのでしょうか。

○北村課長補佐 御質問、ありがとうございます。この件に関しては、応札していただきそうな業者というのがなかなか我々も思い浮かびにくいというのが正直なところでございます。ですので、何者ぐらいかという御質問に対して何者ぐらいですとお答えできる状況にはちょっとないんですけども、地層処分に関係する業者でもいいですし、もしくは逆に何か教育プログラムを作成するような業者とか、可能性として原子力業界で閉じる必要は必ずしもないかと思ひますので、今後、入札の声かけに関しては、地層処分以外の業界にも幅広くお声かけをして、その参入障壁とか、そういう形に思われるようなことがないように配慮してまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

○辻副主査 ありがとうございます。資料2の7ページ目の一番下の行です。この一番左

の列は、実は「確保されるべき質」と書いてございまして、恐らく実施要項で要求されている事項だと思われます。「確保されるべき質」として、7ページの一番下には「有識者委員会等を用いて」という言葉がございます。実は、ほかの部分にも何か所か、有識者委員会等を用いているいろいろ検討するということが要求されていたようなんですけれども、めくっていただいて8ページ目でございます。8ページ目を拝見したところ、上から1行目、2行目ですが、これは有識者委員会だと思われるんですけれども、そのメンバーは、「国の基盤研究機関の代表からなる委員会である「地層処分スキルアップ研究会」とございます。この有識者委員会は、かなり専門的な、なかなか通常の業界の方では人脈がないような方々が委員として集められたようなんですけれども、原子力関係に全く人脈がないような、これから手を挙げようとしている業者は、このような非常に近寄り難い、なかなか人脈がない方々とどうやって委員にリクルートするのか、その辺り、恐らくこれから手を挙げようとする方々は心配になっていると思うんですけれども、この辺り、実施省庁としてはどのようなこの心配を取り除く方策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○北村課長補佐 ありがとうございます。御心配の点、確かに御懸念のところがあると思います。私どもで今考えられるものとしては、私どものほうでその関係研究機関とコンタクトを取ることにはもちろんできますので、新しく受託された業者があまり地層処分の関係のコネクションをお持ちでない場合は、私どもを通してその辺りのコンタクトを取っていただくとか、その辺りの配慮は準備しておきたいとは考えております。

以上でございます。

○辻副主査 ありがとうございます。その辺りの準備をなさった配慮に関して、実施要項に具体的に書いて安心させてあげるということは可能でしょうか。

○北村課長補佐 今の段階ではちょっとお答えしづらいところがございますけれども、なるべく先生の御指摘に沿うような形のものにはしたいと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。

以上でございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 御説明いただき、ありがとうございました。資料2の13ページの3の評価、経費の評価のところなんですけど、これを理解すると、10年間同じところが受託し、担当者が習熟したのでお金が少なくて済んだと読めるんですけれども、ざっくばらんにそういう評価でいいですか。

○北村課長補佐　そういう部分はあると思いますが、その途中に「事務処理マニュアルの整備を進め」というところもございますので、この事務処理マニュアルを用いて新しい業者に業務をお願いすることで、急に新しい業者になっても効率が極端に落ちるということはないようになっていると認識しております。

○尾花専門委員　ありがとうございます。そうすると、この事務処理マニュアルは引き継いで、御省の成果物になっていると理解していいですか。

○北村課長補佐　そのような形で考えておりますし、事務処理マニュアルは、他者が受託されたときには引き継げるようにしておきたいと考えております。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局　事務局でございます。まず、川澤先生から御指摘いただきました資料2の8ページ目の上の文言を見直すということ、また、9ページ目、継続するテーマがゼロ件になった具体的な理由を実施府省にお伺いして御報告するという点がございました。

それから、辻先生に御質問いただきました資料B-3の今後の応札者の件ですけれども、こちらは、過去の監理委員会で同じような質問をいただいておりますので、私から補足させていただきます。コンサルタント会社やゼネコン、それから国立研究開発法人等であれば競争相手になるということで、具体的な会社名を15者ほど挙げていただいておりますので、少なくとも15者は競争相手になり得るということです。

事務局からは以上です。

○中川主査　ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

(経済産業省退室)

— 了 —